

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

香川厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、正しい届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 11 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、正しい届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年10月から同年12月までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月17日から22年1月1日まで
私がA社から受け取っていた給与額は、日本年金機構から送付されたねんきん定期便に記載されている標準報酬月額より高額であったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年10月17日から22年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成17年10月17日から21年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年10月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成21年10月1日から22年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、26万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成17年10月17日から21年10月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書で確認できる当該期間の申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

申立期間に係る国民年金保険料は、転出手続の際に、A市役所の年金課で納付書の発行を受け、同市役所庁舎内の金融機関で納付した記憶があるため、申立期間に係る年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金に加入した記録の無い申立人に対して、申立期間の納付書が発行されたことをうかがわせる事情も確認できない。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人からの口頭意見陳述によっても、申立期間について、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとうかがわせるに足りる事情を見いだすことができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 1 日から 32 年 1 月頃まで
船員保険の加入記録を照会したところ、記録が見当たらないとの回答を受けたが、夫が船舶所有者であったA船に乗船して働いていたので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及び申立期間において、夫が船舶所有者であるA船に乗船し、最初は乗組員の食事を作り、後に機関員の仕事をしたとする申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間のうち昭和 27 年 9 月 1 日から 32 年 1 月までの期間において、申立人の夫である船舶所有者Bの同船舶に乗船していたことが認められる。

しかしながら、船舶所有者Bに係る船員保険被保険者名簿において、申立人が一緒に乗船していたことを記憶している同僚二人については、被保険者として氏名の確認ができるものの、当該同僚二人は既に死亡している上、船舶所有者である申立人の夫も死亡していることから、船員保険の取扱い及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、申立人の船員手帳の給料、手当欄には斜線が引かれており、金額の記載が無く、このことについて、申立人は、「私以外に雇用されていた二人には、乗船するときに決めた給料を私が現金で支払っていたが、私自身は、給料ではなく、時々小遣い程度の金額をもらった。」と供述していることから、申立人は、船員保険法第 17 条の強制被保険者としての適用要件である「労働の対象として給料その他の報酬を支払われる者」に該当しなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 4 月 24 日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて大幅に異なっている。

当時、私は代表取締役であったが、経理は別の者が担当しており、経理や社会保険事務には関与していなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成 11 年 7 月から同年 12 月までの期間、12 年 4 月及び同年 5 月について、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる一方で、同年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認でき、同年 6 月から同年 8 月までの期間については、給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であった

ことが確認できる上、滞納処分票により、社会保険事務所（当時）が申立人に対して、納付計画が滞っており、滞納処分執行もやむを得ない状況であることを説明し、確実な納付計画を立てるよう指導していることが確認できることから、申立人は、標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、社会保険及び経理事務について、申立人が一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間のうち、平成12年9月から13年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、12年10月の定時決定において36万円と記録されていたところ、同年11月9日付けで、同年9月1日に遡って随時改定が行われ、11万円に引き下げられたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、滞納処分票により、当該遡及訂正前に同社における滞納保険料の整理に関与していることが確認できることから、申立人は代表取締役として、当該遡及訂正処理について、一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。